460.3MHzから461.4MHzまで	北海道総合通信局管内	平成33年6月30日まで	10W以下
	北陸総合通信局管内	平成33年6月30日まで	10W以下
2294MHzから2296MHzまで	北海道総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下
	東北総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下
	中国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下
	四国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下
	九州総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下

460.3MHzから460.5MHzまでの周波数のみを使用する場合を除く。

を

460.3MHzから461.4MHzまで	北海道総合通信局管内	平成33年6月30日まで	10W以下
	北陸総合通信局管内	平成33年6月30日まで	10W以下
915.9MHzから916.9MHzまで	九州総合通信局管内	平成29年6月30日まで	0.002W以下
920.5MHzから928.1MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.2W以下
2294MHzから2296MHzまで	北海道総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下
	東北総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下
	中国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下
	四国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下
2400 MHzから2483.5MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.45W以下

460.3MHzから460.5MHzまでの周波数のみを使用する場合を除く。

に、

5490MHzから5690MHzまで	東海総合通信局管内	平成31年6月30日まで	0.4W以下
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.4W以下
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.4W以下
5660MHzから5830MHzまで	東北総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下

5490MHzから5690MHzまで	東海総合通信局管内	平成33年6月30日まで	0.4W以下
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.4W以下
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.4W以下
5650MHzから5830MHzまで	東北総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下

注3	
注4	
注5	
注6	

注7	
注8	
注9	
注10	

に

改め、同表中（注6）を（注10）とし、（注5）を（注9）とし、（注4）を（注8）とし、同表（注3）中「愛知県豊田市深見町」を「愛知県名古屋市守山区大字上志段味東谷、同県豊田市小田木町タカドヤ、同市黒田町及び同市深見町」に改め、「並びに同県長久手市茨ケ廻間」を「、同県尾張旭市大字新居、同県長久手市茨ケ廻間」に改め、「同市岩作三ケ峯」の次に「並びに同県北設楽郡設楽町田峯及び同町西納庫」を加え、同（注3）を同表（注7）とし、同表（注2）の次に次のように加える。

（注3）　福岡県福岡市南区的場の区域に限る。

（注4）　福岡県福岡市博多区東平尾公園、同市博多区竹下及び同市博多区美野島の区域に限る。

（注5）　福岡県福岡市中央区大名及び同市博多区博多駅東の区域に限る。

（注6）　福岡県福岡市西区元岡の区域に限る。

○財務省告示第三百四十四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年十一月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十二月八日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第六百四十三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆九千九百十四億三千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千八十五億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　三兆九千九百四十二億四千四百八十一万九千七百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千八十七億八千七百九十九万二千五百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十八年十一月七日